

施設監査（一般監査）の実施周期等の変更について

施設監査に関する国通知の改正等により、令和5年度より施設監査（一般監査）の実施周期等を下記のとおり変更します。

ただし、今年度については、下記の実施周期にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に前回の指導監査以降、長期間にわたって指導監査が未実施である施設又は過去の指導監査結果等を踏まえ、実地での確認を要する施設を優先して実施します。

施設種別	根拠法令	施設監査に関する国通知	一般監査の実施周期等	
			変更前	変更後
救護施設	生活保護法第44条	生活保護法による保護施設に対する指導監査について（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）	原則2年に1回実地指導監査（実地指導監査を実施しない年は書面指導監査）	原則3年に1回実地指導監査
養護老人ホーム	老人福祉法第18条	老人福祉施設に係る指導監査について（令和3年11月15日老発第1115第4号厚生労働省老健局長通知）	原則3年に1回実地指導監査（実地指導監査を実施しない年は書面指導監査）	
特別養護老人ホーム				
軽費老人ホーム（A型） （ケアハウス）				
障害者支援施設	社会福祉法第70条	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	原則2年に1回実地指導監査（実地指導監査を実施しない年は書面指導監査）	
母子生活支援施設	児童福祉法第46条	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）	原則年1回実地指導監査（変更なし）	
児童養護施設				
乳児院				
保育所（保育所型認定こども園を含む）				
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付内閣府・文部科学省・厚生労働省の3局長通知）	原則年1回実地指導監査（一定の要件を満たす場合は2年に1回、実地指導監査を実施しない年は書面指導監査）	原則年1回実地指導監査（一定の要件を満たす場合は2年に1回）